

農業委員会 だより

創刊号

発行／浅口市農業委員会



金光小学校の児童の皆さんによる田植え体験

創刊にあたり

浅口市農業委員会 会長

田口 桂一郎



新年を迎え、皆様にはお健やかに
お過ごしのこととお慶び申し上げます。

平素から農業委員会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、浅口市農業委員会は、平成18年3月の3町合併により発足し、現在は農業委員25名により重責を担っております。

この度、農業委員会業務の周知と農業振興のため、農業委員会だよりを発行することになりました。今後も定期的に発行していきたいと考えております。ご活用していただければ幸いです。

農業を取り巻く環境は、TPP参加や米の減反廃止などにより一層厳しくなることが予想されます。

さらに、市内でも農業者の方の高齢化や後継者不足、農作物の価格低迷、圃場の未整備などにより、耕作放棄地が増えてきております。

農業委員会では、これ以上耕作放棄地を増やさないため、毎年農地の調査を実施しており、耕作放棄地の解消に向けて貸し出し希望農地の取りまとめや、耕作者の募集などの取り組みをしております。

浅口市の農業の持続的発展や優良農地を守るために、農業委員が色々な工夫や努力をしております。農作物が成長し、豊かな実りをもたらすよう、今後とも皆様のご支援をお願い申し上げます。

浅口市の農業委員ご紹介



亀鷹 盛雄
(金光:佐方)



虫明 勝美
(金光:地頭下)



藤沢 義則
(金光:占見・駅)



鍋谷 恒久
(金光:占見新田)



瀬良 靖昌
(金光:上竹)



田淵 義正
(鴨方:本庄)



西本 健次
(鴨方:益坂・地頭上)



柚木 武久
(鴨方:鴨方)



遠藤 喜代志
(金光:大谷)



藤澤 紀郎
(金光:須恵)



山下 康朗
(鴨方:六条院中西部)



高井 基次
(鴨方:六条院西)



瀬尾 正文
(鴨方:深田)



西山 富雄
(鴨方:小坂西)



山本 幹太
(鴨方:小坂東)



青木 光朗
(市議会推薦)



齋藤 孝実
(寄島:西部・北部)



高淵 末孝
(寄島:東部・中央部)



森藤 堅
(鴨方:六条院中南部・六条院東南部)



山下 眞治
(鴨方:六条院中東部・六条院東北部)



会長代理
問田 一男
(金光:下竹・八重)



山田 義則
(農協推薦)



竹本 浩司
(市議会推薦)



大西 洋平
(市議会推薦)

問い合わせ先
浅口市農業委員会事務局
TEL 0865-44-9012
FAX 0865-44-9477

「農業委員会だより」 創刊を祝して

岡山県農業会議 会長
片山 虎之助



新しい年が始まり約1ヶ月が過ぎましたが、年頭に当たり謹んで新年のご挨拶申し上げます。

旧年中は公私共に皆様のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、浅口市農業委員会の懸案でありました「農業委員会だより」が創刊されますことに心からお祝い申し上げます。

農業委員会は昭和二十六年に行政委員会として発足以来、今日まで農業者の代表組織として、担い手を育成し、優良農地を守る、土地と人対策を永年にわたり、地域農業のために取り組んでおられます。

現在、地域農業は高齢化、後継者不足、遊休農地の増加など、多くの課題を抱えております。

国は今年から、新たな施策

として担い手へ農地を有効集積する「農地中間管理機構」を設け、始動することになっております。

この施策の実効性を浅口市で上げていくためには、前述したように、土地と人対策をモットーに農地行政に取り組んできた浅口市農業委員会が田口農業委員会会長をリーダーに、これまでのノウハウを生かすことに大きな期待を寄せております。

この「農業委員会だより」が浅口市の農業振興と農業者との架け橋となることをご期待申し上げまして、創刊にあたり心から重ねてお祝い申し上げます。

農地制度

農地制度には、農地の減少を食い止め、荒廃を防ぐとともに農地の貸借をしやすくして、農地を最大限利用するという目的があります。

①耕作目的で農地を取得する際の面積要件は15a
農地を耕作目的で取得する場合には、譲受人が15a以上の面積（新たに取得する農地を含む）を耕作することが必要です。

②農地を相続する場合には農業委員会へ届出を
相続によって農地を取得した方は、農地のある市町村の農業委員会へ届出が必要です。

③遊休農地に対する指導
農業委員会が、年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者に対して、指導・勧告などを行います。

④違反転用に対する罰則
違反転用を行いますと、3年以下の懲役または300

浅口市耕作放棄地解消対策強化実施中！

耕作者を募集しています

農業委員会では、現在、多くのことから貸地希望の届出を受けていますが、耕作者が非常に不足している状況です。現在の貸地希望の筆数は169筆、総面積は9.1haです。耕作を希望される方は農業委員会までご連絡ください。

農地を耕作放棄地にしないために！

耕作者や後継者不足のため、農地をそのまま放置すると、荒地になり、周囲の農地に影響を及ぼします。耕作できないときは、適宜草刈をして農地を管理しましょう。ご自身で草刈が困難な時は、シ

農業委員会とは



Q1. 農業委員会の仕事ってなに？

A1. 市の行政委員会を中心に、農地売買や農地転用の際に、農地の無秩序な開発を監視、抑止する役目を担っています。

また、農地が荒廃している場所を確認し、場合によっては、所有者に農地の保全を依頼することがあります。

Q2. 農業委員会ってことは、会議があるのですか？

A2. 月に1回、農業委員を招集し、申請された農地売買や農地転用について、協議、検討し、許可の可否を決定します。

Q3. 隣地に草が生い茂って困っているのですが？

A3. 農業委員会は農地保全を目的としています。田畑に影響を及ぼす荒廃した農地がありましたら、所有者等に対して、困っている人がいるので管理をお願いいたします。

Q4. 農地転用の流れを教えてください。

A4. 月ごとに締切日が設定されています。（ホームページで確認できます。）締め切り後、翌月の農業委員会に諮ります。

3条申請（農地の売買、交換等）は委員会承認されたから数日の間に許可書を発行します。

4条申請、5条申請（農地転用）は委員会の承認後、県の諮問会議（農業委員会開催月の月末）の承認を経て、翌月の初旬に許可書を発行します。

Q5. 農地はあるのですが、耕作者がいなくて困っています。

A5. 農業委員会で貸出希望農地記載票に記入していただき、ホームページに掲載します。借り手が見つかるまでは農地の管理をお願いします。

農地の耕作や適正な管理をお願いします



ルバー人材センターにお願いすることもひとつの手段になります。

毎年、9月から翌年の2月にわたり、市内全域の農地（田・畑）の現地調査を行っております。

調査の際には、担当農業委員及び農業委員会事務局職員等が現地に立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

具体的には、2人1組で現地を確認し、荒廃農地の場所は現地の写真を撮っています。

荒廃農地につきましても、全域調査後、管理のおねがい文を作成して所有者等に通知しています。

農業委員会のホームページをご存知ですか？

農業委員会のホームページには、農地転用の手続き方法や、申請書、および記入例など必要な書類をダウンロードできるようにしています。

また、農業委員会の開催日や申請の締切日も合わせて掲載しておりますので、ご活用ください。浅口市のホームページ下方の農業委員会をクリックしてくださいね。

